

- 注1 イ(1)については、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定特定知的障害者入所授産施設において、入所による指定旧法施設支援を行った場合に、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。
- イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。
  - ロ 入所者の栄養状態を把握し、入所者ごとの栄養計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。
- ハ 入所者ごとの栄養計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じ当該計画を見直していること。
- 2 イ(2)については、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定特定知的障害者入所授産施設において、入所による指定旧法施設支援を行った場合に、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、イ(1)の栄養管理体制加算(I)を算定している場合は、算定しない。
- イ 常勤の栄養士を1名以上配置していること。
  - ロ 入所者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。
- 3 イ(3)については、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定特定知的障害者入所授産施設において、指定旧法施設支援を行った場合に、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、イ(1)の栄養管理体制加算(I)又はイ(2)の栄養管理体制加算(II)を算定している場合は、算定しない。
- イ 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。
  - ロ 入所者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。
- 4 ロ(1)については、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た社会福祉法人が運営する旧指定特定知的障害者通所授産施設において、通所による指定旧法施設支援を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき通所による入所者の定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。
- イ 平成18年3月31日において常勤の栄養士(管理栄養士を含む。以下この注4及び注5において同じ。)を1名以上配置し、かつ、平成18年4月1日以降も引き続き常勤の栄養士を1名以上配置していること。
  - ロ 入所者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。
- 5 ロ(2)については、次に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た社会福祉法人が運営する旧指定特定知的障害者通所授産施設において、通所による指定旧法施設支援を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき通所による入所者の定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、ロ(1)の栄養管理体制加算(I)を算定している場合は、算定しない。
- イ 平成18年3月31日において栄養士を1名以上配置し、かつ、平成18年4月1日以降も引き続き栄養士を1名以上配置していること。
  - ロ 入所者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。
- 10 食事提供体制加算 42単位
- 注 低所得者等である入所者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)に対して、旧指定特定知的障害者授産施設に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該旧指定特定知的障害者授産施設の責任において食事提供のための体制

を整えているものとして都道府県知事に届け出た旧指定特定知的障害者授産施設において、通所による指定旧法施設支援を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

第6 旧知的障害者通所授産施設

1 旧知的障害者通所授産施設支援費(1日につき)

- イ 区分A 298単位
- ロ 区分B 274単位
- ハ 区分C 251単位

注1 指定知的障害者施設基準第2条第3号に規定する指定知的障害者通所授産施設(以下「旧指定知的障害者通所授産施設」という。)において、指定旧法施設支援を行った場合に、入所者の知的障害程度区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する旧指定知的障害者通所授産施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 旧知的障害者通所授産施設支援費の算定において、入所者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

3 旧指定知的障害者通所授産施設の1月間の指定旧法施設支援を受けている入所者の利用日数の合計数が、平成18年3月における当該旧指定知的障害者通所授産施設の加算算定基準数を超えない場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき次の算式により算定した数を所定単位数に加算する。ただし、当該旧指定知的障害者通所授産施設が、支給決定障害者等から当該支給決定障害者等が受けた指定旧法施設支援に係る利用者負担額として、当該加算がなかったものとした場合の利用者負担額を超える金額を徴収した場合にあっては、加算しない。

$$\text{算式} \\ (\text{加算算定基準数} - \text{実利用延べ日数}) \times \text{当該旧指定知的障害者通所授産施設における区分Aの所定単位数} \div \text{実利用延べ日数}$$

2 入院・外泊時加算

入所者が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者に対して外泊を認めた場合に、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき122単位(地方公共団体が設置する旧指定知的障害者通所授産施設の場合は、1000分の965に相当する単位数とする。)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

3 入所時特別支援加算

新たに入所者を受け入れた場合、入所した日から起算して30日以内の期間について、入所時特別支援加算として、指定旧法施設支援を行った場合に1日につき71単位を加算する。

4 退所時特別支援加算

2,097単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定知的障害者施設基準第4章第2節の規定により旧指定知的障害者通所授産施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。

5 入院時特別支援加算

- イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日並びに2の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。ロ及び注において同じ。)の日数の合計が7日未満の場合 561単位
- ロ 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合 1,122単位